

意見陳述書

2021年3月1日

長崎地方裁判所 御中

原告 築城昭平

私は、原告の築城昭平です。昨年2020年の7月には、被爆者である原告として証言をしました。また、今年2月に提出した「意見書」にも私の思いを書きましたが、さらに述べたいことがありますので、今回の裁判の結審にあたり、原告として意見を述べます。

安保関連の訴訟は全国各地で行われていますが、最近出ている安保関連の判決を見ると、すべて、我々の主張が通っていません。この事実には、私は心から驚いており、納得できません。

その中で、①「人格権を脅かす戦争の危険はない」②「平和的生存権は具体的権利ではない」の2点について、私が今考えていることを率直に述べます。

まず、①「人格権を脅かす戦争の危険はない」について述べます。これを読むと「政府は国を守るために、戸締まりをしているのであって、その一つ一つに神経をとがらせる必要はない」と聞こえます。

ものの本によれば、戦争は前の戦争によって起こった悲惨さを知っている人々が亡くなって戦後生まれの人々になったときに起こる、ということですが、現在の日本がちょうど、そのような時期に来ていると思われれます。私は1927年生まれで現在93歳ですが、前の戦争の真っ只中に生長してきました。その関係もあって、前の戦争のことが、身体にしみこんで忘れることができません。

戦争は、突然起こるものではなく、最初は、外交上のやりとりがあっても最後には戦争になるもので、問題が小さいうちに火種を消してしまわないと、もう消すことができなくなります。昭和初期もそのような状態であって、「治安維持法」や「国家総動員法」など、口を塞がれ、戦争に参加させられ、反対したら有罪となり、処分されました。

衆議院議員、齋藤隆夫氏は、議会の中で軍の批判をした為、議員を辞めさせられたり、向坂先生や山川均氏など、たくさんの識者や大学教授などが入獄したり、辞職させられたりし、戦争を止めることができなくなってしまいました。

最近の「敵基地攻撃論」は本当にびっくりしました。昭和初期も日本が先に敵の基地を攻撃するのは、日本の国土を守り、平和を守るためだと言われていました。

安保法制の他にも秘密保護法や共謀罪の成立、日本学術会議の任命拒否問題等の最近の状況をみると、現在も戦争がどんどん近づいてきて、今止めなければ、再び止められなくなってくるのではないかと痛感しています。

特に現在、核兵器がどんどん発達しており、大戦争は、そのまま地球の滅亡につながってきます。先日の、国連における「核兵器禁止条約」発効の問題も、世界の各国が、核兵器の廃止を心から願ったもので、核保有国などが参加していないなど、未だ解決すべきものがありますが、絶対に解決させなければならない問題だと思います。世界は全体として平和

に向かっていると思います。人類の敵は、人種の違いや宗教の違いではなく、共同して立ち向かわなければならないものがあるはずです。例えば、コロナウイルスのようなものです。

次に②「平和的生存権」について述べます。

憲法12条には「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない」とあります。我々国民は、そのため、憲法が守られるように、頑張っているつもりです。そして、この憲法12条は、文面からすると憲法第3章について述べているものであると、理解しているつもりです。

しかし、憲法12条の精神は、憲法前文について述べられていると思います。もちろん、前文や9条、第1章や第4章以下についても、国民は、その保持に全力を盡くすべきです。

そもそも、憲法前文には、「政府の行為によつて、再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する」とあり、そして、憲法9条には「武力による威嚇又は武力の行

使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する」、 「国の交戦権は、これを認めない」とあります。

国際紛争は、あくまで外交により解決すべきであり、外交に失敗したから「戦争」というのは、明らかに憲法違反です。そして、その戦争で命を落とし悲惨な目にあうのは我々一般国民です。そのことは、76年前に経験済みです。

戦争になる、蟻の一穴も見逃さないよう、私も一生懸命です。そのことを理解して頂いて、私どもに良い判決をいただきますようよろしくお願いいたします。

以上